国営昭和記念公園駐車場利用規約

第一章　総則

第一条（目的）

国営昭和記念公園駐車場利用規約（以下「本規約」という）は、国営昭和記念公園立川口、西立川口、砂川口駐車場（以下「本駐車場」という）の利用に際し必要な事項を定め、お客様の利便と安全を確保することを目的とする。本駐車場は、国営昭和記念公園（以下「本公園」という）を利用するお客様を対象とした施設であり、本公園利用以外の目的による駐車は禁止とする。

第二条（適用範囲）

本規約は、本駐車場を利用するすべての者（運転者及び同乗者を含む）に適用する。

第二章　利用時間及び料金

第三条（利用時間）

本駐車場の利用時間は次のとおりとする。

午前9時30分～午後5時00分（3月1日～10月31日）

午前9時30分～午後6時00分（4月1日～9月30日の土日祝日）

午前9時30分～午後4時30分（11月1日～2月末日）

※本公園の開園時間を変更する場合、その他管理上の事情により利用時間を変更する場合がある。

第四条（休業日）

本駐車場の休業日は以下のとおりとする。

年末年始（12月31日・1月1日）及び1月の第3月曜日から金曜日。

※その他、悪天候等で本公園が臨時休園となる場合や管理上の都合等により休業する場合がある。

第五条（利用料金）

本駐車場の利用料金は以下のとおりとする。

一　大型車（車体総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、又は乗車定員が30人以上の自動車）…一台につき　一八〇〇円

二　小型車（一に規定する自動車以外の自動車）……一台につき　九〇〇円

三　自動二輪車（原付含む）……一台につき　二五〇円

四　身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳（ミライローD含む）の提示により無料。

第三章　遵守事項

第六条（利用条件）

次のいずれかに該当する利用は、目的外利用とみなし禁止する。

一　本公園を利用することなく駐車する行為。

二　駐車場内での長時間滞留・仮眠・物品販売・行催事等の宣伝活動等の行為。

三　利用時間外の留置きや夜間の無断駐車。

第七条（遵守事項）

本駐車場利用者は、次の事項を遵守するものとする。

一　標識又は係員の指示に従うこと。

二　車両通行速度は、時速20キロメートルを超えないこと。

三　追越しをしないこと。

四　喫煙又は火気の取り扱いをしないこと。

五　本駐車場内で事故が発生した時は直ちに係員に届け、その指示に従うこと。

六　車両を離れるときは、エンジンを停止し、サイドブレーキをかけ、施錠すること。

七　その他、管理者の業務、又は利用者の妨げになるような行為はしないこと。

八　本駐車場の利用者およびその関係者（同乗者含む）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行なうこと。

九　車いす使用者用駐車スペースは該当車両がいつでも利用できるよう一般利用者の利用は控えること。

十　目的外利用による駐車は行わないこと。

第四章　違反行為への対応

第八条（違反時の措置）

本規約に違反する行為があった場合、管理者が必要かつ適切な措置を講じる。

一　警告又は警察への通報。

二　レッカー移動または一時保管。

三　園内利用制限等の対応。

※移動・保管等に要した費用は当該車両の所有者または使用者の負担とする。

※状況により、記録写真等を関係機関に共有する場合がある。

第九条（利用をお断りする場合）

次のいずれかに該当する場合、本駐車場の利用を断る場合がある。

一　本規約を守らない場合。

二　危険物を積載する車両、その他管理上支障があると判断される車両。

第五章　管理及び免責事項

第十条（管理者による措置）

管理者は、次の措置を講じる場合があるものとする。

一　補修その他管理上やむを得ない理由による駐車場の全部又は一部の休止。

二　駐車場出入口の一部閉鎖。

三　駐車位置の変更要請。

四　本駐車場において事故が発生し、又はこの恐れがあるときは、直ちに必要な措置をとること。

第十一条（免責事項）

管理者は以下の損害について一切の責任を負わない。

一　天災その他不可抗力による事故、又は管理者の責に帰することのできない事由による損害。

二　車両に残された貴重品その他の物品、又はその取付物に関する損害。

第十二条（損害賠償）

本駐車場利用者（同乗者を含む）は、本駐車場の設備等に損害を与えたときは速やかにその賠償をしなければならない。

令和7年7月7日　管理者

問い合わせ先　国営昭和記念公園管理センター　TEL 042（528）1751